
西郷村障がい者福祉 ガイドブック

～住み慣れた地域で、安心して生活するために～



西郷村イメージキャラクター
「ニシゴーヌ」

西郷村 福祉課
地域福祉係

目次

| | | |
|-----|------------------------------------|----|
| 第1章 | はじめに | 1 |
| 1 | この冊子の目的 | 1 |
| 2 | 支援を受けられる方は | 1 |
| (1) | 「障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい）」や難病などの方 | 1 |
| (2) | 「てんかん」などの方 | 1 |
| 3 | 相談窓口 | 2 |
| 4 | 「障がい者手帳」について | 5 |
| (1) | 身体障がい者手帳 | 5 |
| (2) | 療育手帳 | 6 |
| (3) | 精神障がい者保健福祉手帳 | 7 |
| 5 | 「障がい者総合支援法」について | 8 |
| ★ | 申請から利用までの流れ | 9 |
| 第2章 | 西郷村の障がい者福祉制度 | 10 |
| 1 | 障がい者総合支援法に基づくサービス | 10 |
| (1) | 自立支援給付費（介護給付費・訓練等給付費・自立支援医療・補装具など） | 10 |
| ① | 障がい福祉サービス（介護給付費・訓練等給付費）など | 10 |
| ② | 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院） | 13 |
| ③ | 補装具費の支給 | 15 |
| (2) | 地域生活支援事業 | 16 |
| ① | 相談支援事業 | 16 |
| ② | 成年後見制度利用支援事業、日常生活自立支援事業、成年後見制度 | 17 |
| ③ | 意思疎通支援事業（手話通訳等） | 18 |
| ④ | 日常生活用具給付事業 | 18 |
| ⑤ | 移動支援事業 | 19 |
| ⑥ | 地域活動支援センター | 19 |
| ⑦ | 訪問入浴サービス事業 | 19 |
| ⑧ | 日中一時支援事業 | 20 |
| ⑨ | 自動車運転免許取得費・自動車改造費の助成事業 | 20 |
| 2 | 障がい者援護事業 | 21 |
| (1) | 経済的な支援 | 21 |
| ① | 障がい者年金 | 21 |
| ② | 特別障がい者手当等・特別児童扶養手当 | 22 |

| | | |
|------------|---------------------------|-----------|
| ③ | 福島県心身障がい者扶養共済制度 | 23 |
| ④ | 重度心身障がい者医療費給付 | 23 |
| ⑤ | 在宅重度障がい者対策事業 | 24 |
| ⑥ | 在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業 | 24 |
| ⑦ | 税制上の優遇措置 | 25 |
| ⑧ | NTT番号案内料金の減免 | 26 |
| ⑨ | NHK放送受信料の軽減 | 26 |
| (2) | 外出時の支援 | 26 |
| ① | 重度障がい者タクシー料金助成事業 | 26 |
| ② | 人工透析患者通院交通費補助 | 26 |
| ③ | 駐車禁止適用除外等 | 26 |
| ④ | 鉄道・バス・タクシーの運賃、有料道路通行料金の割引 | 27 |
| ⑤ | おもいやり駐車場の利用 | 28 |
| ⑥ | 西郷村デマンド交通の割引 | 28 |
| (3) | その他の支援 | 29 |
| ① | NET119、メール119、FAX119 | 29 |
| ② | 避難行動要支援名簿 | 29 |
| ③ | ヘルプマーク・ヘルプカード | 30 |
| ④ | ユースプレイス自立支援事業 | 30 |
| 第3章 | 他の分野での支援 | 31 |
| 1 | 子どもたちの保健・療育・教育 | 31 |
| (1) | 障がい児通所支援 | 31 |
| (2) | 専門療育機関 | 32 |
| (3) | 難聴児購入費等助成事業 | 32 |
| (4) | 教育相談 | 32 |
| 2 | 就労の促進 | 33 |
| (1) | ハローワーク白河 | 33 |
| (2) | 県南障がい者就業・生活支援センター | 33 |



第1章 はじめに

1 この冊子の目的

西郷村では、国や県、民間の福祉施設などと連携しながら、障がいのある方への様々な支援を行っています。

障がい福祉サービスについては、西郷村役場の「福祉課 地域福祉係」が中心的な窓口となっています。

法律で定められている障がい福祉サービスの制度は、障がいの種類や程度などによって、実に様々に分かれています。また、平成25年度から、「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障がい者総合支援法）が施行されるなど、制度が変遷しています。

このガイドブックは、障がい福祉サービスの概要をできるだけわかりやすくご紹介するために作成しました。

2 支援を受けられる方は

(1) 「障がい者（身体障がい、知的障がい、精神障がい）」や難病などの方

障がい者とは、障がい者基本法では、「身体障がい、知的障がい、精神障がい、その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と位置づけられています。

具体的には、身体障がい者手帳や療育手帳をお持ちの方、精神障がいのある方、心身に障がいがあると判定された児童です。平成25年4月からは、難病の方も対象となりました。

(2) 「てんかん」などの方

「てんかん」などの方も、一部のサービスを受けることができます。また、これらの方が「身体障がい者手帳」を取得された時は「身体障がい者」の、「療育手帳」を取得された時は「知的障がい者」の、「自立支援医療」を受けられた時は「精神障がい者」の区分で、それぞれ該当するサービスを利用することができます。



3 相談支援

障がい者のための各分野の相談窓口は、以下のようなところがあり、住み慣れた地域で、自立した日常生活及び社会生活が営めるよう支援します。お気軽にご相談ください。

主な相談機関の一覧

| 主な分野 | 名称 | 所在地 | 電話 |
|--------------------|---|--|---|
| 障がい者 福祉全般 | 西郷村役場 福祉課 地域福祉係 | 〒961-8501 西郷村大字熊倉 字折口原 40 番地 | 0248-25-1111 (内線 230. 232. 238) 0248-25-1509 (直通) |
| 子どもの発達な どに関すること | 西郷村役場 福祉課 子育て支援センター | | 0248-25-0001 (直通) |
| 障がい者虐待 | しらかわ地域障がい者 虐待防止センター (基幹相談支援センター けんなん内) | 〒961-0957 白河市道場小路 91-5 第 6 大成プラザ 1 階 | 主たる事務所 0248-21-5484 虐待通報 24 時間受付 090-8782-5484 |
| 福祉サービス | 基幹相談支援センター けんなん | 〒961-0957 白河市道場小路 91-5 第 6 大成プラザ 1 階 | 0248-21-5484 |
| | 相談支援センターしらかわ | 〒961-0984 白河市和尚壇山 2-9 | 0248-21-5299 |
| | 西白河地域相談センター こひつじ | 〒961-8061 西郷村大字小田倉 字上上野原 156-1 | 0248-25-2055 |
| 地域福祉 困りごと | 西郷村社会福祉協議会 | 〒961-8091 西郷村大字熊倉 字折口原 96-1 | 0248-25-5454 |

| 主な分野 | 名 称 | 所在地 | 電 話 |
|--------------------------|--------------------------------------|---|--|
| 健康・高齢者全般 | 西郷村役場 健康推進課 | 〒961-8061 西郷村大字小田倉 字上川向 76-1 | 0248-25-3910(直通) |
| 高齢者全般 | 西郷村地域包括 支援センター | 〒961-8061 西郷村大字小田倉 字上川向 76-1 保健福祉センター内 | 0248-25-5121 |
| 精神保健 難病・児童相談 | 福島県県南保健福祉事務所 (保健所・児童相談所) | 〒961-0074 白河市郭内 127 | 0248-22-5649 |
| 障がい者福祉全 般・障がい 判定など | 福島県障がい者 総合福祉センター | 〒960-8670 福島市杉妻 2-16 | 024-521-2823 |
| 精神保健 | 福島県精神保健福祉 センター | 〒960-8012 福島市御山町 8-30 福島県保健衛生合同庁舎 5階 | 024-535-3556 |
| 障がい者 110番 | 障がい者社会参加 推進センター | 〒960-8012 福島市御山町 8-30 福島県保健衛生合同庁舎 5階 | 024-563-5110 (障がい者 110番) FAX 024-563-5129 |
| 視覚障がい 全般 | 福島県視覚障がい者 生活支援センター | 〒960-8002 福島市森合町 6-7 | 024-535-5275 |
| 療育相談・発達 障がい者支援 | 福島県総合療育センター (福島県発達障がい者支援 センター) | 〒963-8041 郡山市富田町字上の台 4- 1 1・2階 | 024-951-0250 (代) 024-951-0352 (発達障がい者支援センター) |

| 主な分野 | 名 称 | 所在地 | 電 話 |
|------------------|-----------------------|--|--|
| 教育相談 | 福島県特別支援 教育センター | 〒963-8041 郡山市富田町字上の台 4- 1 3 階 | 024-952-6497 (代) 024-951-5598 (相談専用) |
| | 西郷支援学校 | 〒961-8071 西郷村大字真船字芝原 51-1 | 0248-25-3110 |
| | 西郷村教育委員会 学校教育課 | 〒961-8501 西郷村大字熊倉 字折口原 76-1 文化センター内 | 0248-25-2370 (直通) |
| 就業 | ハローワーク白河 | 〒961-0074 白河市郭内 1-136 白河小峰城合同庁舎 1 階 | 0248-24-1256 |
| 就業及び生活に 関する支援 | 県南障がい者就業・ 生活支援センター | 〒961-0957 白河市道場小路 91-5 第 6 大成プラザ 1 階 | 0248-23-8031 |

※このほか、民生児童委員も地域で障がい者の相談を受けています。

| 区分 | 立 場 | 問合せ先 |
|--------|---------------------------------------|--|
| 民生児童委員 | 厚生労働大臣から委嘱されて各市町村で 地区ごとに福祉の相談を受ける方 | 西郷村社会福祉協議会 0248-25-5454 西郷村福祉課 地域福祉係 0248-25-1111(内線 232) 0248-25-1509(直通) |



4 「障がい者手帳」について

「障がい者手帳」には、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の3種類があります。

(1) 身体障がい者手帳

身体障がい者手帳は、身体障がい者福祉法に定める程度の障がいがある人に対して交付されます。手帳の交付により、補装具、自立支援医療（更生医療・育成医療）の支給、施設の利用など障がい者総合支援法上の各種の援助や税の軽減、JR運賃の割引などが受けられます。

〔交付の手續に必要なもの〕

- ① 医師の診断書（所定の様式に、身体障がい者福祉法により指定を受けた医師が記入したもの）
- ② 写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm 概ね1年以内に撮影したもの）
- ③ マイナンバーがわかる書類

〔障がいの種別〕

- 視覚障がい
- 聴覚・平衡機能障がい
- 音声・言語・そしゃく機能障がい
- 肢体不自由（上肢・下肢・体幹・運動機能など）
- 内部障がい（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓）

〔障がいの程度〕

1級～6級

〔注意事項〕

手帳は、「級」のほかに、第1種、第2種という区分があり、鉄道・バス運賃等の割引に関係します。

手帳は、他人に譲渡したり貸与したりすることは出来ません。

住所や氏名に変更、死亡されたとき等異動があったときは、変更手続きが必要です。

〔手続きの窓口〕

西郷村役場福祉課 地域福祉係で申請してください。

(2) 療育手帳

福島県県南保健福祉事務所（児童相談所）または福島県障がい者総合福祉センターで、知的障がいの状態にあると判定された方に手帳が交付されます。

この手帳を取得することにより、各種の福祉制度・サービスを受けることができます。

〔交付の手續に必要なもの〕

18歳未満の方

- ① 医師の診断書（所定の様式に、医師が記入したもの）
- ② 母子手帳など、本人の生育歴に関するもの。手帳を持っていない方は、児童相談所で
の定期相談会で取得可能です。
- ③ 写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm 概ね1年以内に撮影したもの）

18歳以上の方

- ① 判定会の出席が必要になりますので、詳しくは西郷村役場福祉課 地域福祉係までお
問合せください。

〔障がいの程度〕

A（最重度・重度）・・・知能指数（IQ）が概ね35以下で、日常生活に常時介助を有
する程度

B（中度・軽度）・・・知能指数（IQ）が概ね75以下

〔注意事項〕

手帳取得者の状態により、判定に期間（有期認定）がある場合があります。

手帳は、A（最重度・重度）の方が第1種、B（中度・軽度）の方が第2種という区分があ
り、鉄道・バス運賃等の割引に関係します。

手帳は、他人に譲渡したり貸与することは出来ません。

住所や氏名に変更、死亡されたとき等異動があったときは、変更手続きが必要です。

〔手続きの窓口〕

西郷村役場福祉課 地域福祉係で申請してください。



(3) 精神障がい者保健福祉手帳

精神疾患（知的障がいを除く）を有する方で精神障がいのため長期間にわたり日常生活及び社会生活に制約がある方に手帳が交付されます。

この手帳を取得することにより、各種の福祉制度・サービスを受けることができます。

〔交付の手續に必要なもの〕

- ① 医師の診断書（所定の様式に、医師が記入したもの）または年金証書（精神障がいを支給事由とする年金）の写し
- ② 精神障がいを支給事由とする年金を受給している方は、直近の年金振込通知書の写し
- ③ 写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm 公共交通機関・携帯電話等の割引を希望する方は、概ね1年以内に撮影したもの）
- ④ マイナンバーがわかる書類

〔障がいの程度〕

- 1級・・・日常生活の用に弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 2級・・・精神障がいの状態が、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 3級・・・精神障がいの状態が、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

〔注意事項〕

手帳の有効期間は2年間です。更新手続きを行う場合は有効期間が切れる前に再度申請が必要です。

手帳に本人の顔写真が貼付されていない場合、公共交通機関運賃・携帯電話料金等の割引が受けられないことがあります。

手帳は、他人に譲渡及び貸与することは出来ません。

住所や氏名に変更、死亡されたとき等異動があったときは、変更手続きが必要です。

〔手続きの窓口〕

西郷村役場福祉課 地域福祉係で申請してください。



5 「障がい者総合支援法」について

平成25年度から、「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障がい者総合支援法）が施行され、障がい者への生活支援（福祉）サービスの大部分がこの法律に基づき実施されています。

自立支援給付

障がい者総合支援法に基づくサービス体系

訪問系サービス：在宅で訪問を受けたり、通所して利用します。

介護給付

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 同行援護
- 短期入所（ショートステイ）
- 重度訪問介護
- 行動援護
- 重度障がい者等包括支援

日中活動系サービス：福祉施設等で昼間の活動を支援します。

介護給付

- 療養介護
- 生活介護

訓練等給付

- 自立訓練（機能・生活・宿泊型）
- 就労移行支援
- 就労継続支援（A型・B型）
- 就労定着支援

居住系サービス：入所施設で住まいの場としてのサービスを提供します。

介護給付

- 施設入所支援

訓練等給付

- 共同生活援助（グループホーム）
- 自立生活援助

◆ 補装具費の支給

◆ 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）

◆ 指定相談支援（サービス利用計画の作成等）

地域生活支援事業

- 相談支援事業
- 日常生活用具給付
- 訪問入浴サービス
- 意思疎通支援事業
- 移動支援
- 日中一時支援
- 手話奉仕員養成研修
- 地域活動支援センター
- 生活サポート など

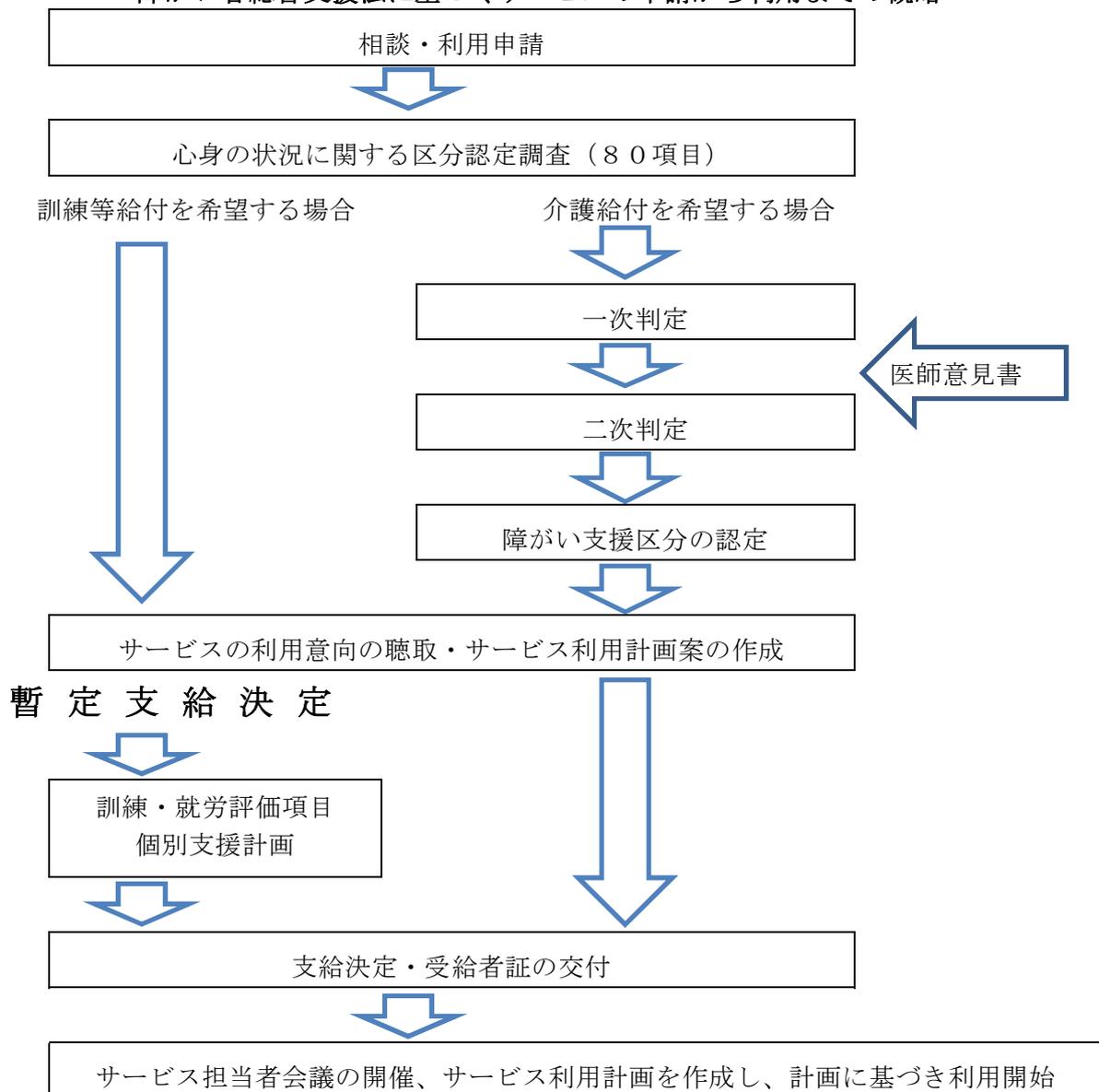
★ 申請から利用までの流れ

障がい者総合支援法に基づくサービスを利用するためには、支給（利用）の決定を受けて、障がい福祉サービス受給者証の交付を受ける必要があります。

また、18歳以上の方は、「障がい支援区分の認定」（区分1～6の6段階）を受けることが必要です。

障がい支援区分の認定は、村または委託先の障がい支援区分認定調査員が心身の状況に関する80項目の調査を行い、その内容に基づき、村で「一次判定」を、障がい支援区分認定審査会で「二次判定」を行って「障がい支援区分」が確定します。その後、障がい者ご本人のサービス利用意向などをもとに村が「支給決定」を行い、障がい者が「サービス利用計画」に基づいてサービスを利用するしくみです。

障がい者総合支援法に基づくサービスの申請から利用までの概略



※サービスの利用

支給決定を受けた方には、決定通知書と障がい福祉サービス受給者証をお送りします。

受給者証には、支給決定されたサービスの種別、支給期間、利用者負担上限月額のほか、介護給付を受ける方には障がい支援区分と有効期間、支給量等が記載されています。

第2章 西郷村の障がい者福祉制度

1 障がい者総合支援法に基づくサービス

(1) 自立支援給付費（介護給付費・訓練等給付費・自立支援医療・補装具など）

自立支援給付は給付の種類として、介護給付、訓練等給付、特定障害者特別給付、地域相談支援給付、計画相談給付、自立支援医療、療養介護医療、補装具及び高額障がい福祉サービス等給付などに分けられています。

① 障がい福祉サービス（介護給付費・訓練等給付費）など

[サービス内容]

在宅で訪問を受けたり、通所して利用するサービスの訪問系サービスと、施設等で行うサービスがあります。施設等サービスは、施設内での生活から地域と交わる暮らしに転換するため、日中活動系サービスと居住系サービスの組み合わせを選択できます。

訪問系サービス 自宅で訪問により受けるサービス、通所して利用するサービス

| 給付の種類 | サービス名称 | サービス内容 |
|-------|-------------------|---|
| 介護給付 | 居宅介護 | 自宅での入浴・排せつ・食事等の身体介護や、洗濯・掃除等の家事援助、通院等の移動介護などを行います。 |
| | 重度訪問介護 | 自宅での入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。 |
| | 同行援護 | 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害等につき、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行います。 |
| | 行動援護 | 行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行います。 |
| | 短期入所 (ショートステイ) | 介護者が病気その他の理由で一時的に介護できない場合に、施設等に短期間入所して、入浴・排せつ・食事等の介護その他必要な保護を行います。 |
| | 重度障がい者等包括支援 | 心身の状態や介護者の状況、居住の状況等をふまえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活援助等）を包括的に提供します。 |

日中活動系サービス 施設等で昼間の活動を支援するサービス

| 給付の種類 | サービス名称 | サービス内容 |
|-------|---------------------|--|
| 介護給付 | 療養介護 | 医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。 |
| | 生活介護 | 地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。 |
| 訓練等給付 | 自立訓練 (機能・生活・宿泊型) | 地域の中で自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、必要な訓練などの支援を行います。 |
| | 就労移行支援 | 事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。(利用期間24か月以内) |
| | 就労継続支援 (A型＝雇成型) | ① 通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供 ② 一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。 |
| | 就労継続支援 (B型＝非雇成型) | ① 通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない) ② 一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。 |
| | 就労定着支援 | 障がいのある方との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けての必要となる支援を行います。 |



居住系サービス 入所施設等で住まいの場を提供するサービス

| 給付の種類 | サービス名称 | サービス内容 |
|-------|---------------------|--|
| 介護給付 | 施設入所支援 | 障がい者支援施設等に入所している人に、主として夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等の相談支援その他日常生活上必要な支援を行います。 |
| 訓練等給付 | 共同生活援助 (グループホーム) | 夜間や休日に共同生活住居で相談や日常生活上の援助等を行います。また、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。 |
| | 自立生活援助 | 施設入所支援または、共同生活援助を受けていた障がいのある方が居宅における自立した日常生活を営むうえでさまざまな問題に対して、定期的な巡回訪問や当該障がいのある方からの相談に応じ、必要な援助を行います。 |

相談支援 相談支援事業者等がサービス等利用計画を作成

| 給付の種類 | サービス名称 | サービス内容 |
|--------|-------------|--|
| 計画相談支援 | サービス等利用計画支援 | 障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 |
| 地域相談支援 | 地域移行支援 | 住所の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の支援を行います。 |
| | 地域定着支援 | 常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において相談その他の支援を行います。 |

〔対象者〕

身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方。または、自立支援医療（精神通院）を受けている方、及び難病などの方。

〔利用方法〕

西郷村役場福祉課 地域福祉係で申請してください。

「障がい支援区分の認定」と「支給決定」が必要です。

〔自己負担〕

世帯の所得状況により、月ごとに自己負担があります。ただし、負担額が高額になる場合は上限額が設定されます。

② 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）

〔サービス内容〕

県が指定する「指定医療機関」で、障がいに関わる医療を受ける際に、医療費の給付を受けられる制度です。「更生医療」、「育成医療」、「精神通院」があります。

「更生医療」は、18歳以上の身体障がい者の障がいの軽減・機能改善(人工透析、人工股関節手術、心臓手術など)のための医療費支給、「育成医療」は、18歳未満の身体障がい児の手術などの医療（斜視、股関節、「奇形」、心臓等の手術、人工透析など）のための医療費軽減、「精神通院」は、精神科通院の医療費軽減です。

自立支援医療の内容

| 区分 | 更生医療 | 育成医療 | 精神通院 |
|---------|---|--|-----------|
| 対象となる方 | 身体障がい者（18歳以上） | 身体障がい児（18歳未満） | 精神科医療の受診者 |
| 対象となる医療 | 放置すれば障がい永続するもののうち、医学的処置により、日常生活活動の回復や向上の可能性が認められるもの | 疾患等により将来において障がいを残すおそれがあり、確実な治療が期待できるもの | 精神疾患の通院治療 |
| 具体例 | <ul style="list-style-type: none"> ① 白内障の方の水晶体摘出術 ② 耳性難聴の方の形成術 ③ 唇顎口蓋裂の方の歯科矯正 ④ 節強直の方の人工関節置換術 ⑤ 麻痺障がいの方の理学療法 ⑥ 心室心房中隔欠損の方の根治手術 ⑦ 完全房室ブロックの方のペースメーカー埋め込み ⑧ 僧帽弁閉鎖不全の方の人工弁置換術 ⑨ 腎臓機能全廃の方の人工透析、腎移植術 ⑩ 免疫機能障がいの方の抗HIV療法、免疫調節療法 ⑪ 肝臓移植術 ⑫ 肝臓移植後の抗免疫療法 | <ul style="list-style-type: none"> ① じん臓障がい（血液透析および腹膜透析を必要とする腎不全・腎移植手術） ② 心臓障がい（先天性および後天性の手術を行うもの心室中隔欠損症・大動脈弁狭窄症・ペースメーカーの埋め込みなど） ③ 肝臓機能障がい（移植術、移植後の抗免疫療法） ④ 肢体不自由（先天性股関節脱臼・脳性マヒ・水頭症・くる病・拘縮など） ⑤ 聴覚平衡機能障がい（外耳道閉鎖・中耳炎後遺症などで難聴を伴うもの） ⑥ 声・言語・そしゃく機能障がい（口唇裂・巨口症など、醜形のみを理由とする手術は対象外） ⑦ 視覚障がい（未熟児網膜症・斜視・眼球癒着・白内障・網膜剥離など） ⑧ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい ⑨ その他の内部障がい <ul style="list-style-type: none"> ・呼吸機能障がい（肺嚢胞症・気道狭窄など） ・膀胱機能障がい（膀胱奇形など） ・直腸機能障がい（鎖肛など） ・小腸機能障がい ・先天性の消化器系機能障がい（食道閉鎖・胆道閉鎖症など） ・先天性腎・泌尿器系機能障がい（水腎症・真性包茎など） ・その他、先天性内臓機能障がい（停留睾丸など） | |

〔利用方法〕

西郷村役場福祉課 地域福祉係で申請してください。

「支給認定」を行い、「受給者証」を発行します。申請受理後、福島県障がい者総合福祉センター（電話 024-525-8185）または福島県精神保健福祉センター（電話代024-535-3556）で要否等の判定を行います。

〔自己負担〕

原則として、1割の自己負担があります。低所得者や「重度かつ継続」的に医療を受ける方への軽減措置があります。また、「重度かつ継続」でない「市町村民税所得割額 23万5千円以上」の方は、自立支援医療の給付を受けることはできません。

「更生医療」と「育成医療」では、入院中の食費標準負担額は自己負担です。

世帯ごとの自己負担の上限

| 世帯区分（医療保険の単位） | | 自己負担上限月額 | |
|---------------|-------------------------------------|------------------|----------|
| | | 一般 | 重度かつ継続 |
| 村民税課税世帯 | 市町村民税所得割額 235,000 円以上 | 自立支援医療制度の対象外 | 20,000 円 |
| | 市町村民税所得割額 33,000 円以上 235,000 円未満 | 1割負担 (負担上限なし) | 10,000 円 |
| | 市町村民税所得割額 33,000 円未満 | | 5,000 円 |
| 村民税非課税世帯 | 下記以外の方 | 5,000 円 | |
| | 障がい者または障がい児の保護者の収入が年間 80 万円以下 | 2,500 円 | |
| 生活保護受給世帯 | | 0 円 | |

※ 自立支援医療の「世帯」は、医療保険単位です（異なる医療保険に加入している家族は、「別世帯」になります。）

※ 上記自己負担月額は、令和 6 年 3 月 31 日までの特例措置です。

「重度かつ継続」の方の範囲（今後、制度改正が予定されています）

| 区 分 | 該当する方 |
|----------------|--|
| 更生医療・育成医療・精神通院 | 医療保険の「多数該当」（世帯での過去 12 カ月に高額療養費が 4 回以上）の方 |
| 更生医療・育成医療 | 腎臓機能・小腸機能・肝臓・免疫機能障がいの方 |
| 精神通院 | 統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がい、薬物関連障がい（依存症等）の方 「情動及び行動の障がい」、「不安及び不穏状態」のため計画的・集中的な通院医療を継続的に要すると認定された方 |

③ 補装具費の支給

〔サービス内容〕

補装具とは「身体に装着（装用）することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就労に、長期間にわたって継続して使用される装具のこと」で、購入費や修理費、借受けの給付を行っています。

補装具費の種類

| 障がい部位 | 補装具名 |
|---------------------------|-------------------------------|
| 視覚障がい | ・ 視覚障害者安全つえ |
| | ・ 義眼 |
| | ・ 眼鏡（矯正眼鏡、コンタクトレンズ、遮光眼鏡、弱視眼鏡） |
| 聴覚障がい | ・ 補聴器 |
| 肢体（上肢・下肢・体幹）障がい | ・ 義肢（義手、義足） |
| | ・ 装具 |
| | ・ 座位保持装置（体幹機能障がい） |
| | ・ 車椅子（下肢、体幹機能障がい） |
| | ・ 電動車椅子（下肢、体幹機能障がい） |
| | ・ 歩行器（下肢、体幹機能障がい） |
| 肢体（上肢・下肢・体幹）障がいの児童 | ・ 歩行補助杖（下肢、体幹機能障がい） |
| | ・ 座位保持いす |
| | ・ 起立保持具 |
| | ・ 頭部保持具 |
| 内部障がい（心臓・呼吸器） | ・ 排便補助具 |
| | ・ 車椅子 |
| 両上下肢機能障がい かつ 音声言語機能障がい | ・ 電動車椅子 |
| | ・ 重度障がい者用意思伝達装置 |

〔利用方法〕

西郷村役場福祉課 地域福祉係で申請してください。

相談会の出席や医師の意見書が必要な場合があります。また、購入後に申請しても費用は支給できません。

〔自己負担〕

原則として、費用の1割の自己負担があります。負担が高額になる場合の上限設定がありません。

(2) 地域生活支援事業

① 相談支援事業

[サービス内容]

障がい者等の専門相談支援員を配置し、必要な情報提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な助言を行い、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営めることができるよう支援します。

(令和2年4月1日現在)

| 主な分野 | 名称 | 所在地 | お問合せ |
|----------------------------|----------------------------|--|--|
| 身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 | 基幹相談支援 センター けんなん | 〒961-0957 白河市道場小路 91-5 第6大成プラザ1階 | 0248-21-5484 虐待通報 24時間受付 090-8782-5484 |
| 身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 | 地域生活支援 センター けんなん | 〒961-8061 西郷村大字小田倉 字上上野原 5-3 | 0248-25-3020 |
| 身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 | 相談支援事業所 オープンハウス白河 | 〒961-0951 白河市中町 18-1 優樹福社会本部ビル | 0248-21-5578 |
| 障がい者・児 | 相談支援センター しらかわ | 〒961-0984 白河市和尚壇山 2-9 | 0248-23-3059 |
| 障がい者・児 | 福島県西白河地域相 談センター こひつじ | 〒961-8061 西郷村大字小田倉 字上上野原 156-1 | 0248-21-8648 |
| 身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 | 相談支援事業 甲子の里希望の家 | 〒961-8061 西郷村大字小田倉字上川向 97 | 0248-25-4886 |
| 障がい者・児 | 生活支援センター こころん | 〒969-0101 泉崎村泉崎字下根岸 9 | 0248-54-1115 |
| 身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 | 相談支援センター やぶき | 〒969-0212 矢吹町善郷内 14-1 | 0248-42-3077 |

② 日常生活自立支援事業、成年後見制度、成年後見制度利用支援事業

〔サービス内容〕

成年後見制度とは、精神上的の障がいによって判断能力が十分でない方（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など）が安心して日常生活を送れるようにするために、適切な助言者を選び、財産管理や福祉サービスの利用などの場面に、本人を保護し支援する制度です。

成年後見制度を利用するには、家庭裁判所の成年後見制度審判開始請求の申し立てを行い、家庭裁判所が援助する人を選びます。申し立てをできるのは、本人及び配偶者、4親等以内の親族の方などに限られています。

村では、身寄りがなく申し立てできない人もおられることから、村長が代わりに申し立てを行い、さらに、経済的な理由から後見人などへの報酬が支払えない方には経費の一部または全部を助成しています。

また、類似した目的の制度として、「日常生活自立支援事業」があり、障がいによって身の回りのことや金銭管理ができない、または、福祉サービスが容易に利用できない場合など、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理（預貯金の出し入れ、公共料金の日常的な支払など）のお手伝いをします。西郷村社会福祉協議会と契約を結ぶまでは「専門員」が援助にあたり、無料で相談を受け付けます。契約後は、「生活支援員」が1回1時間あたり1,200円（1時間を越えると30分ごとに400円が加算）の利用料でお手伝いします。生活保護を受けている方の利用料は無料です。詳しくは、西郷村社会福祉協議会へお問い合わせください。（電話0248-25-5454）

日常生活自立支援事業・成年後見制度・成年後見制度利用支援事業

| 区 分 | 内 容 | |
|--------------|--|---|
| 日常生活自立支援事業 | ・福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などの援助 | |
| 成年後見制度 | (1) 法定後見 (判断能力が衰えた後) | ①後見 ：ほとんど判断出来ない人が対象 ②保佐 ：判断能力が著しく不十分な人が対象 ③補助 ：判断能力が不十分な人が対象 |
| | (2) 任意後見 (判断能力が衰える前に、将来のことを決めておく) | |
| 成年後見制度利用支援事業 | (1) 対象者 ① 村内に住所を有する者 ② 配偶者若しくは2親等内の親族がいない者又はこれらの親族があっても音信普通の状態にある者 ③ 3親等又は4親等の親族で審判の請求をする者の存在が明らかでないこと (2) 助成内容 申し立てに要する経費（村長申し立て分のみ） | |

③ 意思疎通支援事業

〔サービス内容〕

「聴覚、言語・音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方」に、会議出席など必要な時に、手話通訳者、手話奉仕員等を派遣しています。

〔利用方法〕

西郷村役場福祉課 地域福祉係で申請してください。

〔自己負担〕

無料で利用できます。

④ 日常生活用具給付事業

〔サービス内容〕

日常生活上の便宜を図るため、障がいの要件を満たす方に用具の給付を行っています。

〔利用方法〕

西郷村役場福祉課 地域福祉係で申請してください。

〔自己負担〕

原則として、費用の1割の自己負担があります。負担が高額になる場合の上限設定があります。

日常生活用具の種目

| 区分 | 種目 | 区分 | 種目 |
|---------------|-----------------|-----------------|-------------------|
| 介護・訓練 支援用具 | 特殊寝台 | 在宅療養等 支援用具 | 透析液加温器 |
| | 特殊マット | | ネブライザー(吸入器) |
| | エアーマット | | 電気式たん吸引器 |
| | 特殊尿器 | | 酸素ボンベ運搬車 |
| | 入浴担架 | | 視覚障害者用体温計(音声式) |
| | 体位変換器 | | 視覚障害者用体重計 |
| | 移動用リフト | | パルスオキシメーター |
| | 訓練用ベッド(児のみ) | | |
| 訓練いす(児のみ) | | 点字ディスプレイ | |
| 自立生活 支援用具 | 入浴補助用具 | 情報・意思疎通 支援用具 | 点字器 |
| | 便器(手すり) | | 点字タイプライター |
| | T字状・棒状のつえ | | 聴覚障がい者用通信装置 |
| | 移動・移乗支援用具 | | 聴覚障がい者用情報受信装置 |
| | 頭部保護帽 | | 視覚障がい者用拡大読書器 |
| | 特殊便器 | | 視覚障がい者用ポータブルレコーダー |
| | 火災警報器 | | 視覚障がい者用活字文書読上げ装置 |
| | 自動消火器 | | 視覚障害者用時計 |
| | 電磁調理器 | | 人工喉頭 |
| | 歩行時間延長信号機用小型送信機 | | 点字図書 |
| | 聴覚障がい者用屋内信号装置 | | 情報・通信支援用具 |
| 排泄管理 支援用具 | ストマ用装具・紙おむつ等 | 住宅改修費 | 居宅生活動作補助用具 |
| | 収尿器 | | |

⑤ 移動支援事業

〔サービス内容〕

単独では外出が困難な方の外出時における移動を支援するサービスです。各種お手続き（官公庁や金融機関・事業所など）や地域の行事、冠婚葬祭への出席、余暇活動などのために外出する際に対象となります。定期的な通院や食材などの購入は、「訪問系サービス」（10 ページ）での「居宅介護・動向援護・行動援護」での支援対象となりますので、移動支援の対象になりません。詳しくは「(市町村) 移動支援事業の支給基準ガイドライン」を役場窓口にて用意しておりますので、参照して下さい。

〔利用方法〕

西郷村役場福祉課 地域福祉係で利用申請をしてください。翌月から利用ができるように調査・決定をいたします。決定後、村と委託契約している事業所と契約をし、利用を開始してください。

〔自己負担〕

世帯の所得状況により、月ごとに自己負担があります。

〔委託事業所〕※令和2年4月1日現在

甲子の里希望の家逢和会・ワンランド株式会社・地域生活サポートセンターきらり株式会社 ビッグワン・あったかたいむ

⑥ 地域活動支援センター事業

〔サービス内容〕

地域活動支援センターは、「一般就労が難しい障がい者」に、「創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を行う施設」で、福祉的就労や生きがい活動の場と位置づけられます。

障がい者総合支援法の地域生活支援事業によってできたサービスで、これまでの小規模作業所や障がい者デイサービスセンター、精神障がい者地域生活支援センターからの移行したものです。

近隣では泉崎村の「生活支援センターこころん」で実施しています。（電話 0248-54-1115）

〔利用方法〕

事業者へ直接お問い合わせください。

〔自己負担〕

事業者へ直接お問い合わせください。

⑦ 訪問入浴サービス事業

〔サービス内容〕

家庭の浴槽での入浴が困難な重度身体障がい者の家庭に、移動浴槽を運び込み、入浴介護を行います。

〔利用方法〕

西郷村役場福祉課 地域福祉係で申請してください。
医師の診断とサービスの利用決定が必要です。

〔自己負担〕

原則として費用の1割が自己負担となります。

⑧ 日中一時支援事業

〔サービス内容〕

日中一時支援事業は、ご家族が見守りできない時間に、障がい児や障がい者をお預かりして、日中における活動の場所を確保し、ご家族の就労支援や休息を図るために行われる事業です。

〔利用方法〕

西郷村役場福祉課 地域福祉係で利用申請をしてください。翌月から利用ができるように調査・決定をいたします。決定後、村と委託契約している事業所と契約をし、利用を開始してください。

〔自己負担〕

原則として、費用の1割の自己負担があります。

〔委託事業所〕 ※令和2年4月1日現在

甲子の里希望の家逢和会・白河めぐみ学園・白河こひつじ学園・ライフサポートあるくさざなみ学園・あったかはーと・地域生活サポートセンターきらり
スナグルホームこづえ・福島県しらうめ荘・国立病院機構福島病院
泉崎障がい者支援センター・福島県総合療育センター

⑨ 自動車運転免許取得費・自動車改造費の助成事業

〔サービス内容〕

身体障がい者手帳を持つ下肢障がい者(歩行困難な体幹機能障がい者も含む)、聴覚障がい者に免許取得費の3分の2以内(10万円が限度)を助成しています。また、重度の肢体不自由で自ら所有し運転する自動車の操行装置等の一部を改造する必要がある場合、所得等の制限を満たす場合に10万円を限度として助成しています。

〔利用方法〕

西郷村役場福祉課 地域福祉係で申請してください。



2 障がい者援護事業

(1) 経済的な支援

① 障がい者年金

〔サービス内容〕

障がい年金は、「傷病によって、一定程度の障がいの状態になった方に支給される年金」で、国民年金に加入している（いた）方などの「障がい基礎年金」と、厚生年金や共済年金などに加入している（いた）方の「障がい厚生年金」があります。

〔支給要件〕

障がい年金を受給するには、以下の3つの要件を満たしている必要があります。

| 項目 | 内容 |
|----------------------|--|
| ① 加入要件 | 初診日に公的年金（国民年金、厚生年金等）に加入している。※1 |
| ② 納付要件 (右のどちらかで可) | 3分の2要件…初診日の前々月までに、加入すべき期間の3分の2以上の期間で、保険料を納付しているか免除を受けている。※1 |
| | 直近1年要件…初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納期間がない。 |
| ③ 障がい状態要件 | 障がい認定日（初診日から1年6カ月経った日）またはこの日以降65歳前までに、障がいの状態が「障がい認定基準」に該当している。※2 |

※1 20歳前に初診日のある方の障がい認定日は、原則20歳に達したときで、納付要件は不要です。

※2 年金の請求は、障がい認定日以後65歳到達の前日までに行えます。また、初診日が60歳以上65歳未満の期間でも請求できますが、老齢基礎年金の繰上げ請求を行った方は、請求できません。

〔問合せ先〕

| | |
|-----------------------------------|---|
| 1 初診日が20歳前の方 | 日本年金機構 白河事務所 (白河市郭内115-3 電話0248-27-4161) |
| 2 初診日が国民年金の保険料納付期間中、免除期間中の方 | |
| 3 初診日において厚生年金に加入している方 | |
| 4 初診日において、配偶者が厚生年金加入者でその扶養になっている方 | |

※国民年金に任意加入していなかったことにより、障がい基礎年金等を受給できなかった障がい者への「特別障がい給付金」のことなど、ここに掲載していない規定も多くあります。詳細は上記までお問い合わせください。



① 特別障がい者手当等・特別児童扶養手当

〔サービス内容〕

国による所得保障制度として、特別障がい者手当、障がい児福祉手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当があります。

各手当等の内容

| 項目 | 内容 | 対象者 |
|----------|---|--|
| 特別障がい者手当 | 20歳以上で身体や精神に著しく重度の障がいがあり、その障がい が日常生活において常時特別の介 護を必要とする重度の在宅の方に 支給されます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・障がいの状態が基準を満たしている方。 ・本人、配偶者・扶養義務者の所得が基準 以内の方。 ・施設に入所していない方。 ・病院に3カ月以上入院していない方。 ・重複した障がいがある方。 |
| 障がい児福祉手当 | 20歳未満で身体や精神に障がい があり、その障がい が日常生活において常時の介護を必要とする 重度の在宅の方に支給されます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・障がいの状態が基準を満たしている方。 ・本人、扶養義務者の所得が基準以内の 方。 ・施設に入所していない方。 ・重複した障がいがある方。 |
| 児童扶養手当 | 父（母）と生計を同じくしてい ない児童を養育している母（父） または母（父）にかわって、その 児童を養育している方に支給され ます。 父（母）に一定の障がいがある 場合にも支給できることがあります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童が施設に入所していない方。 ・所得制限の限度額を越えていない方。 ・対象児童は18歳到達後の最初の3月31日ま での方。（一定の障害がある場合は20歳未 満） |
| 特別児童扶養手当 | 身体や精神に重度の障がいがあ る20歳未満の児童を養育している 父母、もしくは父母に代わって児 童を養育している方に支給されま す。 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童が施設に入所していない方。 ・児童が障がい基礎年金などの公的年金を 受けていない方。 ・所得制限の限度額を越えていない方。 |

〔利用方法〕

西郷村役場福祉課 子ども給付係及び地域福祉係で申請してください。

③ 福島県心身障がい者扶養共済制度

〔制度の概要〕

障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

〔対象者〕

身体障がい者手帳（1級～3級）、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳を所持する障がいのある方などを現に扶養している保護者であって、村内にお住まいの65歳未満、かつ、生命保険契約の対象となる健康状態の方が加入できます。

〔利用方法〕

西郷村役場福祉課 地域福祉係で申請してください。

④ 重度心身障がい者医療費給付事業

〔サービス内容〕

重度心身障がい者の福祉の増進を図るため、障害のある人が医療機関などで診療を受けた場合、保険診療における医療費の自己負担額を給付します。給付を受けるためには、あらかじめ受給資格の申請が必要です。

〔対象者〕

- ① 身体障がい者手帳1・2級の方
- ② 療育手帳Aの方。
- ③ 精神障がい者保健福祉手帳1級の方。
- ④ 内部障がい（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱(ぼうこう)、直腸、小腸、肝臓、免疫機能障がい）で身体障がい者手帳3級の方。
- ⑤ 身体障がい者手帳と療育手帳Bの両方を取得している方。
- ⑥ 精神障がい者保健福祉手帳2・3級と身体障がい者手帳の両方を取得している方。
- ⑦ 精神障がい者保健福祉手帳2・3級と療育手帳の両方を取得している方。

〔利用方法〕

西郷村役場福祉課 地域福祉係で申請してください。決定した翌月の診療分から対象となります。なお、所得要件があるため基準額を超えた場合は対象となりません。給付の方法は、交付された受給者証によって以下に分かれます。

- ①受給者証の右上に「現物」の記載のある方
医療機関の窓口にて、健康保険証と一緒に受給者証を提示することで原則窓口無料となります。（一部窓口支払いが必要な場合もあります）
- ②受給者証の右上に「償還」の記載のある方
「重度心身障がい医療費給付申請書」に必要事項を記入し、医療機関の証明または領収書の原本を添付して福祉課地域福祉係まで提出してください。審査後、指定された口座にお振込みします。

〔対象とならない費用〕

- ①保険適用外の費用（予防接種料、診断書料、容器代、差額ベット代など）
- ②入院時の食事療養費
- ③交通事故等の第三者行為による診療
- ④精神保健福祉手帳をお持ちの方が、精神疾患で入院した場合の費用

⑤ 在宅重度障がい者対策事業（治療材料・衛生器材の給付）

治療材料の給付

〔サービス内容〕

褥瘡(じょくそう)などの治療、予防のため、給付券 3,000 円分を給付しています。

〔対象者〕

- ① 身体障がい者手帳 1・2 級の方。
- ② ①と同程度の障がいのある方のうち、次のいずれにも該当する方。

- ・在宅で 65 歳未満の方。
- ・下肢または体幹機能障がいの方、これらに準じる方。
- ・知覚障がい、膀胱・直腸機能障がいその他運動機能障がい等の障がいがあり、現に褥瘡尿路感染症、膀胱炎、排泄障がい等の顕著な症状を有し、または予防のため、日常生活において医療的措置が必要な方。

〔該当になる品目〕

両面絆創膏(ばんそうこう)・消毒液・脱脂綿・油紙・ネル・ゴム手袋・絆創膏・ガーゼ・綿球・ピンセット・安楽尿器・バット・浣腸液・紙オムツ・おむつカバー・円座・医療用ソフトシート・清拭剤

〔利用方法〕

西郷村役場福祉課 地域福祉係で申請してください。

衛生器材の給付

〔サービス内容〕

在宅の人工肛門、人工膀胱(ぼうこう)造設者に給付券 4,000 円分を給付しています。膀胱または直腸機能障がいの身体障がい者手帳所持者の方へは「日常生活用具の支給」（18 ページ参照）を行っています。

〔該当になる品目〕

人工肛門または人工膀胱造設者用の接着式装具・ベルト・入浴パック・皮膚保護用パック、リング・腹巻・医療用ソフトシート・伸縮性絆創膏(ばんそうこう)・消毒液・脱脂綿・洗浄液パック・採尿パック・両面粘着シート・脱臭剤・ガーゼ・油紙

〔利用方法〕

西郷村役場福祉課 地域福祉係で申請してください。

⑥ 在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業

〔サービス内容〕

酸素濃縮器の使用に係る電気料金の一部を助成しています。月額 2,000 円を給付しています。

〔利用方法〕

西郷村役場福祉課 地域福祉係で申請してください。

⑦ 税制上の優遇措置

〔サービス内容〕

所得税、村民税・県民税、自動車取得税、自動車税、軽自動車税は、障がい者に対して、非課税（課税しない）や、減免（障がいの程度や収入によって免除や減税をする）、所得控除（前年度の収入からこの控除分を差し引いて算出した「課税所得金額」に、「定められた税率」を掛ける）を行っています。

税制上の優遇措置

| 項目 | 内容 | 金額 | 問合せ先 |
|--------------|---|--------------|--|
| ①所得税 | 特別障がい者控除(本人または配偶者・扶養義務者が身体障がい者手帳1～2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級の方) | 所得控除 40万円 | 白河税務署 (電話 0248-22-7111) |
| | 障がい者控除(本人または配偶者・扶養義務者が身体障がい者手帳3～6級、または療育手帳B、精神障がい者保健福祉手帳2～3級の方) | 所得控除 27万円 | |
| ②村民税 ・県民税 | 前年所得が125万円以下の障がい者手帳保持者 | 非課税 | 西郷村税務課 賦課係 (電話 0248-25-1111 内線 253) (電話0248-25-1113直通) |
| | 特別障がい者控除(本人または配偶者・扶養義務者が身体障がい者手帳1～2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級の方) | 所得控除 30万円 | |
| | 障がい者控除(本人または配偶者・扶養義務者が身体障がい者手帳3～6級、または療育手帳B、精神障がい者保健福祉手帳2～3級の方) | 所得控除 26万円 | |
| ③自動車 取得税 | 本人（身体障がい者手帳の「減免範囲の級」の方、療育手帳（A）を持つ方、精神障がい者保健福祉手帳1級の方）、生計同一者、常時介護者が運転する自動車。生計同一者、常時介護者が運転する場合は、通学、通院、通所、生業のために使用する場合限定。 | 減免 | 県南地方振興局 県税部 (電話 0248-23-1519) |
| ④自動車 税 | | | 西郷村税務課 賦課係 (電話 0248-25-1111 内線 253) (電話 0248-25-1113 直 通) |
| ⑤軽自動車 税 | | | |

⑧ NTT番号案内料金の減免

〔サービス内容〕

NTT番号案内(104番)は、障がい者手帳保持者(身体障がい者は「1～6級の視覚障がいの方」と「1～2級の上肢・体幹障がいの方」のみ)は、104番に掛け、「ふれあい案内」と申し出ることにより無料になります。

〔サービス内容〕

NTT(フリーダイヤル0120-104-174)で登録を行ってください。

⑨ NHK放送受信料の軽減

〔サービス内容〕

- ① 全額免除：身体・知的・精神の各障がい者手帳所持者がいる世帯であり世帯員構成員全員が村民税非課税の世帯
- ② 半額免除：身体障がい者手帳1～2級、視覚又は聴覚障がい者手帳をお持ちの方、療育手帳A又は精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する方が世帯主でかつ契約者の場合

〔利用方法〕

西郷村役場福祉課 地域福祉係で申請してください。

(2) 外出時の支援

① 重度障がい者タクシー料金助成事業

〔サービス内容〕

身体障がい者手帳1及び2級、3級から6級の視覚・心臓・呼吸器障がいを有し村長が特に必要と認める者、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級の所持者で、施設等に入所していない方に、通院、機能訓練等のためのタクシー料金の一部助成を行っています。

ただし、人工透析患者通院交通費助成事業の該当者を除きます。

〔利用方法〕

西郷村役場福祉課 地域福祉係で申請してください。

利用できるタクシー会社は下記のとおりです。

①光タクシー 電話：22-0111 ②白河観光交通(株) 電話：27-3300

② 人工透析患者通院交通費補助事業

〔サービス内容〕

「腎臓機能障がい者で身体障がい者手帳を所持し血液透析療法を受ける方」に、通院に要した経費(バス代、ガソリン代、タクシー代等で月30,000円を限度)から5,000円を引いた額を助成しています。

通院区間内で最も経費の安い交通機関を利用し、交通費が月5,000円以下の方や、通院区間が片道1.5km以下の方は該当しません。理由がないのに最寄りの専門医療機関を利用しない場合も該当しません。また、所得制限があります。

〔利用方法〕

西郷村役場福祉課 地域福祉係で申請してください。

③ 駐車禁止適用除外

〔サービス内容〕

「身体障がい者手帳を持つ下肢障がい者本人や、知的障がい者の介護者などが使用している自動車」は、標章を掲出することにより、駐車禁止・時間制限駐車区間、通行禁止区域などの規制がある場合にも、駐車・通行することが認められています。

〔利用方法〕

白河警察署(昭和町226-2 電話0248-23-0110)にお問い合わせください。

④ 鉄道・バス・タクシーの運賃、有料道路通行料金の割引

〔サービス内容・利用方法〕

全国的な制度として、鉄道やバス、飛行機の運賃の割引制度があります。事前に切符を購入する時に障がい者手帳を提示する必要があります。

鉄道やバス、飛行機の運賃の割引制度

| 項目 | 割引対象の手帳 | 対象となる方 | 割引対象の切符 | 割引内容 | 利用方法 |
|--|--|--|--|--|---|
| J R の運賃 | <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳 ・療育手帳 | 第1種障がい者（介護者同行の場合） | 乗車券・定期券 回数券・急行券 （特急券は割引なし） | 本人・介護者ともに5割引 | 駅などの発売窓口で障がい者手帳を提示し、購入してください。 |
| | | 手帳をお持ちの方 | 100km以上の乗車券 | 5割引 | |
| | | 12歳未満の第2種障がい児（介護者同行の場合） | 定期券 | 本人・介護者ともに5割引（ただし介護者は通勤定期のみ） | |
| 会津鉄道線・福島交通飯坂線、県内バス協会加盟6社（福島交通・JRバス関東など）の運賃 | <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳 ・療育手帳 ・精神障がい者保健福祉手帳（写真貼付が必要） | <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者 ・介護者 | 鉄道・路線バス・高速バスの運賃（高速バスは精神障がい者保健福祉手帳で割引になる路線は郡山・成田空港間のみ） | 5割引（介護者が割引になるのは第1種の身体障がい者、知的障がい者、1級の精神障がい者に同行する場合のみ） | 料金支払時に障がい者手帳を提示してください。定期券・回数券などの割引内容は各社にお問い合わせください。 |
| 県外の民鉄・地下鉄・バス・船舶の運賃 | <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳 ・療育手帳 ・精神障がい者保健福祉手帳（写真貼付が必要） | <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者 ・介護者 | 基本的に、鉄道・船舶はJRと、バスも県内のバス会社と類似した割引制度があります。（高速バスは、大半は精神障がい者保健福祉手帳では割引になりません。） | | 運行各社や旅行代理店にお問い合わせください。 |
| 航空運賃 | <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳 ・療育手帳 ・精神障がい者保健福祉手帳（写真貼付が必要） | <ul style="list-style-type: none"> ・12歳以上の障がい者 ・介護者の運賃 （割引対象者は各航空会社によって異なります。ご利用になる航空会社への確認をお願いします。） | | 会社・路線・便によって異なりますが、おおむね25～40%引 | 運行各社や旅行代理店にお問い合わせください。 |
| タクシー料金 | <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳 ・療育手帳 | 障がい者・介護者の料金 | | 1割引（1種の方のみ介護者の同乗可）。 | 料金支払時に手帳を提示してください。 |
| 有料道路通行料金 | <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳 ・療育手帳 | ①身体障がい者本人運転の場合の通行料金 ②第1種の身体・知的障がい者の介護者が運転する場合の通行料金 | | 5割引 | 事前に福祉課で車両の登録が必要です。本人または同一生計者名義の車に限ります。なお、営業車両の登録はできません。 |

⑤ おもいやり駐車場の利用

〔サービス内容〕

歩行が困難な、「障がい者・高齢者・難病患者・妊産婦・けが人など県が定める交付基準に該当する」方に利用証を交付し、店舗や公共施設などにある「おもいやり駐車場」のステッカーがある駐車スペースを利用しやすくするものです。

〔利用方法〕

福島県県南保健福祉事務所（電話 0248-22-5478）もしくは、西郷村役場福祉課地域福祉係で申請してください。



⑥ 西郷村デマンド交通の割引

〔サービス内容〕

西郷村では、生活交通路線バス等の利用が困難な方で、ほかに移動手段を持たない方の日常生活の足を確保するため、ご自宅（登録地）からあらかじめ指定された目的地（病院・店舗や公共施設）までを送迎する乗合タクシーの運行を行っています。身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方は割引価格の適用となります。なお、要介護認定1～5を受けている方は、デマンド交通の利用はできません。

〔利用料金〕

障がい者手帳をお持ちの方は、下記の金額で利用できます。

西郷村内⇄西郷村内：200円（片道）※通常料金は400円

西郷村内⇄白河市内：300円（片道）※通常料金は600円

〔利用方法〕

利用にあたっては、事前に利用登録が必要となります。

西郷村役場企画政策課（電話 0248-25-2943）で申請してください。



(3) その他の支援

① NET119、メール119、FAX119

〔サービス内容〕

白河地方広域市町村圏内（白河市・西白河郡・東白川郡）に居住する聴覚・言語機能に障がいのある方、その他音声による119番通報が困難な方を対象に、ネット及びメール、FAXにより119番通報が利用可能です。

〔利用方法〕

利用にあたっては、事前に登録が必要となります。詳しくは、白河地方広域市町村圏消防本部までお問合せください。

電話:0248-22-0119 FAX:0248-22-9009

メール:shirei@syoubou.shirakawa.jp

② 避難行動要支援者名簿

〔サービス内容〕

「避難行動支援者」とは、大地震などの災害が起きたとき、自力で避難することが難しく、支援を必要とする方です。

「歩行が困難」「周囲の状況がわからない」「身近に支援してくれる人がいない」などにより、避難行動支援者の方は、地域で孤立してしまう恐れがあります。

そのため、西郷村では避難行動支援者名簿を作成し、警察、消防署、民生児童委員、行政区などに提供することで、各関係機関が災害時における安否の確認や避難の誘導などに活用するものです。

〔対象者〕

自宅で生活している方で、以下の方を「災害時に自力で避難することが困難な方」として想定しています。

- ① 要介護者認定1～5及び要支援認定1～2を受けている者
- ② 身体障がい者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する者
（心臓、じん臓機能障がいのみで該当する者は除く）
- ③ 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- ④ 精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤ 西郷村の生活支援を受けている難病患者
- ⑥ 高齢者(後期高齢者(75歳以上で高齢者のみ世帯及び独居高齢者))
- ⑦ 上記以外で行政区、民生委員等が支援の必要を認めた者

〔お問い合わせ先〕

詳しくは、西郷村防災課 災害対策係までお問い合わせください。（電話 0248-21-5190）

③ ヘルプマーク・ヘルプカード

〔サービス内容〕

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマークです。ヘルプカードは、困ったときに手助けして欲しいことを記載し、相手へ伝えるためのカードです。ヘルプマークやヘルプカードは、バスや電車などの公共交通機関の利用時や突発的な発作が起こってしまったとき、災害時などに配慮・援助を得やすくする目的で配布しております。

〔利用方法〕

ヘルプマーク：かばんなどのほかの人から見えるところに取り付けてください。

ヘルプカード：具体的にどんな配慮・支援が必要か記載をしておき、相手へ提示して支援を求めてください。

〔対象者〕

身体障害・聴覚障害・知的障害・精神障害・発達障害・難病・妊産婦・けが・手術後など、援助や配慮を必要としている方が対象です。

〔配布の手続き〕

西郷村役場福祉課地域福祉係にて配布を行っています。申請書を備え付けておりますので、その場でご記入し提出してください。申請の際には、援助や配慮が必要な理由が分かるものをご持参ください。配布は無料で行っております。



④ ユースプレイス自立支援事業

〔サービス内容〕

ひきこもり、ニートなど社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者を対象に、居場所機能を持つ「ユースプレイス」を提供し、各種プログラムに参加することで、社会性を身につけ、就労意欲を高めることを目的としています。西郷村ではアネシス学院へ事業を委託しております。

〔対象者〕

社会生活を円滑に営む上で困難を有する概ね 15 歳から 39 歳までの方で、原則として就労の意思にかける者、又はコミュニケーション能力や対人関係への不安等により社会生活に支障をきたしている者。

〔利用方法〕

下記へお問い合わせのうえ、利用申請をしてください。

ユースプレイス県南

住所：白河市高山西 162-36

電話：070-2014-9882（担当者直通）

第3章 他の分野での支援

1 子どもたちの保健・療育・教育

(1) 障がい児通所支援

〔サービス内容〕

障がい者自立支援法の児童デイサービスに代わり、平成24年4月から児童福祉法に基づく障がい児通所支援に再編されました。障がい福祉サービスや地域生活支援事業との組み合わせができ、地域で生活する障がいのある児童を支援しています。

| 給付の種類 | サービス名称 | サービス内容 |
|------------|---|--|
| 障がい児通所給付 | 児童発達支援 | 日常生活における基本的な動作を習得したり、集団生活に適応するための訓練をしたりするなど個別の療育プログラムを個別支援計画に基づき提供します。未就学の障がい児および学籍のない18歳未満の障がい児が対象です。 |
| | 医療型児童発達支援 | 上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童につき、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行う支援です。肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医学的管理下での支援が必要と認められた18歳未満の障がい児が対象です。(児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象とされています。) |
| | 居宅訪問型児童発達支援 | 児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障がい児(①人工呼吸器を装着している状態、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合②重い疾病のため感染症にかかる恐れがある状態にある場合)の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。 |
| | 放課後等デイサービス | 学校授業終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な支援や余暇の提供などを個別支援計画に基づき提供します。学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障がい児が対象です。 |
| | 保育所等訪問支援 | 保育所や幼稚園等に在籍している障がい児に対して、集団生活への適応のための専門的な支援を巡回により行います。 |
| 障がい児相談支援給付 | 障がい児の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障がい児支援利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映した障がい児支援利用計画の作成等を行います。 | |

〔対象者〕

障がい者手帳の有無に関わらず、身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童など。

〔利用方法〕

西郷村役場福祉課 地域福祉係で申請してください。

(2) 専門療育機関

〔サービス内容〕

障がい児の専門療育機関として、「福島県総合療育センター」（郡山市）（代表電話 024-951-0250）や「独立行政法人 国立病院機構 福島病院 療育指導室」（須賀川市）（代表電話 0248-75-2131）などがあります。

また、「福島県発達障がい者支援センター」（郡山市）（代表電話 024-951-0352）では、発達障がいに関する相談を行っています。

〔利用方法〕

直接、機関にご相談いただくか、県南保健福祉事務所（電話 0248-22-5649）、その他受診している医療機関などに相談ください。

(3) 難聴児補聴器購入費助成事業

〔サービス内容〕

身体障がい者手帳の交付の対象とならない難聴児の補聴器購入費並びに耳あて等交換費の全部又は一部を助成いたします。助成することにより、難聴児の言語の取得及び教育等における健全な発育を支援し、もって福祉の増進に資することを目的としております。

〔利用方法〕

西郷村役場福祉課 地域福祉係で申請してください。

※購入後に申請した場合、助成することはできませんので必ず事前に申請してください。

(4) 教育相談

〔サービス内容〕

県立西郷支援学校は、白河広域の「特別支援学校」として、障がい児・発達障がい児の就学などに関する相談や指導、情報提供などを行っています。

西郷支援学校の教育相談・地域支援

| 区 分 | 内 容 |
|-------|---|
| 相 談 日 | 月曜～金曜 9～17時 西郷支援学校（電話0248-25-3110） |
| 支援の例 | ①学習面、行動面で気になる通常学級在籍児や在宅児への相談・支援 ②はじめて障がい児を担当する先生へのアドバイス等 |

〔利用方法〕

西郷支援学校（電話 0248-25-3110）や県南教育事務所（電話 0248-23-1666）、各学校等の「特別支援教育コーディネーター」などに相談ください。

2 就労の促進

(1) ハローワーク白河

〔サービス内容〕

障がい者の企業などへの就労については、ハローワーク白河（国の機関）が中心となり、雇用の底上げや職場適応への支援を行っています。

ハローワークの障がい者雇用促進制度

| 項目 | 内容 |
|------------------------------|---|
| 障がい者の求職への相談・求人の紹介 | できるだけ多くの方が適職に就けるよう、心身の状況に応じたきめ細かい求職票の作成や、面接などのアドバイス、求人事業所への啓発や情報提供などを行っています。 |
| 管内事業所への啓発・指導、障がい者雇用の掘り起こし | 障がい者雇用の啓発や掘り起こし、「法定雇用率」を遵守していない事業所への指導などを行っています。 |
| 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金） | 障がい者を雇用した事業主に対して賃金の一部を助成しています。 |
| 職場適応訓練 | ハローワークから紹介を受けた事業所で、作業と環境に適応するための訓練を受けます。事業所に訓練費が支給されます。 |
| トライアル雇用 | 障がい者に関する知識や雇用経験がないことから、障がい者雇用をためらっている事業所で、障がい者を試行雇用（トライアル雇用）します。事業所に雇用奨励金が支給されます。 |
| 職場適応援助者（ジョブコーチ）の派遣 | 福島障がい者職業センターなどから職場適応援助者（ジョブコーチ）を派遣して障がい者・家族や事業主に対してアドバイスなどを行っています。 |

※法定雇用率：一定規模以上の事業所に達成が義務づけられている障がい者雇用率

〔利用方法〕

ハローワーク白河（電話 0248-24-1256）で求職の登録を行ってください。

(2) 県南障がい者就業・生活支援センター

〔サービス内容〕

県南障がい者就業・生活支援センター（道場小路 91 - 5 第 6 大成プラザ 1 階 電話 0248-23-8031）では、ハローワークなどと連携しながら、入所施設や通勤寮、グループホームなどに居住している障がい者や在宅の障がい者が、各種制度を使って就職することや仕事を継続できることを支援しています。また、職場実習の実習先の開拓も行っています。

〔利用方法〕

県南障がい者就業・生活支援センターで登録を行ってください。

相談はお気軽に来所・電話してください。



西郷村 福祉課 地域福祉係

〒961-8501 西郷村大字熊倉字折口原 40 番地

TEL 0248-25-1111 (代表)

0248-25-1509 (福祉課直通)

FAX 0248-25-4517

URL <http://www.vill.nishigo.fukushima.jp/>

【令和5年2月1日改定】